

有価証券の評価等について

平成4年11月11日

改正 平成17年6月13日

日本公認会計士協会

まえがき

本問答集は、平成4年11月11日に公表されて以来、現在まで有価証券の評価等の実務に対応してきた。

この間、学校法人を取り巻く社会経済情勢の変化を受けて、学校法人の資産運用方法や運用資産の種類は多様化した。今般、このような新しい有価証券等の実務に対応した取扱いを明確にするため、本問答集を改正して実務の参考に供することとした。

Q1 余裕資金及び各種引当資産を有価証券又は特定金銭信託などで運用することに何らかの規制がありますか。

A 学校法人が有価証券等によって資産運用をすることを規制する法令等はないが、学校法人は、学生生徒等の納付金、善意の浄財である寄付金又は国民の税金からなる補助金を主たる財源として運営されるので、資産の運用に当たっては、教育研究活動に支障を来さないよう配慮しなければならない。したがって、株式、ワラント、投資信託その他元本保証のないもので資産を運用することについては、そのリスクを十分に考慮して慎重な対応をしなければならない。学校法人における運用については、その運用の形態・方法については基本的に学校法人の責任において判断すべき事項であるが、安全性を重視し、慎重な取組みが望まれる。

なお、学校法人については、教育研究活動と密接な関係を有する事業を一層効率的に行うために、出資によって会社を設立する場合には、当該会社の総出資額の2分の1以上の出資が認められており（「学校法人の出資による会社の設立等について（通知）」（平成13年6月8日 13高私行第5号））、それ以外の場合には、原則として2分の1未満であることが適当であるとされている。

Q2 学校法人会計で取り扱う「有価証券」の範囲とは、どのようなものですか。

A 学校法人会計基準（以下「基準」という。）は、別表第3 貸借対照表記載科目（第33条関係）において有価証券勘定の固定・流動の区分を示しているが、その範囲（又は内容）に関わることについては触れていない。

有価証券の範囲については、証券取引法第2条において定義されている。また、有価証券の会計処理については、「金融商品に係る会計基準」（平成11年1月22日 企業会計審議会 以下「金融商品会計基準」という。）並びに会計制度委員会報告第14

号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日、最終改正平成17年2月15日)及び「金融商品会計に関するQ & A」(平成12年9月14日、最終改正平成17年2月15日)が公表されており、企業会計では、有価証券についてこれらに従って処理されている。

金融商品会計に関する実務指針では、例えば、内国法人の発行する譲渡性預金証書のように証券取引法第2条に定義する有価証券以外のものでも、有価証券に準じた処理を行うことが適当と認められるものについて、有価証券に準じて取り扱うことになっている。学校法人会計での有価証券の範囲も同様であると解釈するのが適当である。

Q3 学校法人会計における有価証券の会計上の取扱いを教えてください。金融商品会計基準においては、有価証券をその保有目的等の観点から区分し、それぞれの区分に応じて、貸借対照表価額及び評価額等の会計上の取扱いが異なるようですが、同様に考えるのでしょうか。

A 学校法人会計において、資産の評価は取得価額をもって行い(基準第25条)その保有目的を問わず、保有するすべての有価証券を取得原価で評価することになる。ただし、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価する(基準第27条)。

金融商品会計基準においては、有価証券をその保有目的等の観点からそれぞれの区分に応じて、貸借対照表価額及び評価額等の会計上の取扱いが異なっているが、学校法人会計においては保有目的によって評価方法に差異がない。

Q4 債券を債券金額と異なる金額で取得した場合に、どのように会計処理するのでしょうか。

A 学校が取得した債券の貸借対照表価額は、取得原価又は償却原価法による価額となる。ここで償却原価法とは、債券を債券金額より高い又は低い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいい、債券金額と取得価額の差額は、一般的には金利調整差額であると認められることから、取得原価の枠内で認められている。なお、この場合には、当該加減額を受取利息(資産運用収入)に含めて処理することとなる。

Q5 有価証券を売買したときの会計処理は、どの時点で行うのでしょうか。

A 一般的に有価証券の売買契約については、有価証券の発生及び消滅を受渡日に認識する受渡基準と、約定日に認識する約定日基準があり、継続適用を条件としていずれも認められようが、有価証券に係る時価変動リスクや信用リスクなどは実質的に約定日に売手から買手に移転しているので、約定日に有価証券の発生及び消滅を認識する方が取引の実態に合っている。

Q 6 有価証券の取得時に支払う手数料は、取得価額に含まれますか。また、時価評価の際は、これらの手数料をどのように扱うのですか。

A 一般の会計慣行では、有価証券の取得価額は、取得に当たって支払った対価の支払時の時価に手数料その他の付随費用を加算したものをいう。一方、有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。

Q 7 基準第27条には、「その時価が著しく低くなった場合には…」とありますが、この「著しく低くなった場合」とは、どの程度低くなった場合をいうのですか。

A 基準では、取得価額に比べどの程度時価が下落した場合に「著しく低くなった」というのかについて規定していない。有価証券の時価が「著しく低くなった場合」とは、必ずしも数値化できるものではないが、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には「著しく低くなった場合」に該当すると判断すべきである。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、評価減を行わなければならない。

たとえ時価の下落率が50%未満であっても、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判定することができるものと考えられよう。

時価の下落率	「著しく低くなった場合」かどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上50%未満	著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断する。

なお、市場価格のない株式については取得原価で評価するが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価より著しく低下したときは、相当の減額を行うこととなる。株式の実質価額は、通常、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い適正に作成された財務諸表を基礎とした一株当たりの純資産額をいう。

評価減を行った場合には、当該時価及び実質価額を当年度末の取得原価とする。

Q 8 基準第27条の取得価額と比較する「時価」とは、どの価額をいうのですか。

A 基準第27条の取得価額と比較する「時価」とは、金融商品会計基準に定める内容と同様に公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいう。有価証券に付すべき時価には、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。有価証券を時価評価する場合に用いられる時価は、具体的には次のようになる。

(1) 株式

株式に付す時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。当日の終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。また、店頭登録株式については業界団体が公表する基準価格を市場価格、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は店頭気配値を市場価格とする。

(2) 債券又は証券投資信託

債券又は証券投資信託に付す時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。なお、合理的に算定された価額を取扱金融機関等に問合せすることも考えられる。

会計年度末の時価については原則として市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

Q9 基準第27条には、「...その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとする。」とありますが、この「回復が可能と認められるとき」とは、どのような場合を指すのですか。

A 有価証券の時価の「回復が可能と認められるとき」とは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得価額にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

Q10 引当特定資産に含まれる有価証券についても、基準第27条の適用があるのですか。

A 引当特定資産は、特定の目的のために資金を引き当てたものであり、その使用目的のために元本が保証された確実なものを対象にすべきことはいうまでもない。しかし、引当特定資産に含まれる有価証券も有価証券であることに変わりなく、その評価については一般の有価証券と同様、基準第27条が適用される。

Q11 有価証券類似の出資証券、抵当証券等についても、基準第27条の規定を準用して評価換えすべきですか。

A 一般の会計慣行では、出資証券は金融資産であるため金融商品会計基準に従って処理される。その実態は市場価格のない株式に類似しており、取得価額をもって貸借対照表価額とされているが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当年度の評価差額として処理しなければならない。

また、抵当証券も金融商品であるが、証券としての流通性が低いために有価証券に準じた取扱いを行わない。したがって、時価のない金融商品として原則として取得価額で評価する。

有価証券類似の出資証券、抵当証券等の評価については、学校法人会計においても同様に考えられる。

Q12 外貨建有価証券の評価をする場合、取得価額と時価との比較は外貨ベースで行うのですか、又は邦貨ベースで行うのですか。

A 基準では、外貨建資産の換算レートについて規定していない。「外貨建取引等会計処理基準」(昭和54年6月26日、最終改訂平成11年10月22日 企業会計審議会)「2 決算時の処理、(1) 換算方法、 外貨建有価証券」では、外貨建有価証券の換算について、次のように規定している。

二 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

また、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(平成8年9月3日、最終改正平成15年9月22日)では、外貨建有価証券の場合、この「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断するとされている。

したがって、取得価額と時価との比較は外貨ベースで行い、評価額は決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

(例) 時価のある外貨建株式A銘柄を1,000株所有している。

取得価額 = 外国通貨による取得原価 (100米ドル/株)

× 取得時レート (100円/米ドル) × 1,000株 = 10,000,000円

決算時の外国通貨による時価 (40米ドル/株)

会計年度末レート（130円/米ドル）

- (1) 「著しく下落した」かどうかの判定
(40米ドル - 100米ドル) ÷ 100米ドル = 60% 著しい下落である。
- (2) 会計年度末の評価額
40米ドル × 130円/米ドル × 1,000株 = 5,200,000円

Q13 基準第27条の規定により、有価証券の評価換えを行ったが、計算書類にはどのように表示すればよいのですか。

A 基準では、有価証券の評価換えをした場合の損失額を、管理経費又は資産処分差額のいずれの大科目に含めて表示すべきか、いかなる小科目で表示すべきかについて明示していない。従来、有価証券の評価換えによる損失額については、管理経費で処理すべきであるとの意見もあったが、評価換えによる損失額は、日常の法人業務から派生する法人運営のための経費ではなく、資産の価額を強制的に引き下げるものであって、資産の処分に伴う損失額と同じ性格のものであると考えられる。したがって、大科目「資産処分差額」、小科目「有価証券評価差額」と表示するのが妥当である。

また、引当特定資産に含まれる有価証券について、評価換えによる損失が生じた場合には、下記のように、一般の有価証券の評価差額とは区分して表示すべきである。

(例) 消費収支計算書

(大科目) 資産処分差額

(小科目) 有価証券評価差額

引当特定資産評価差額

Q14 基本金対象引当特定資産に含まれている有価証券を評価換えした場合は、他の資産で減額分を埋め合わせなければならないのですか。

A 評価換えにより基本金対象資産に繰り入れられた有価証券の価額が減少した場合であっても直ちに他の資産で埋め合わせることにはならない。基本金を維持する場合には他の資産で埋め合わせ、計画を見直して基本金を維持しない場合には埋め合わせることにはならない。

以 上